

機関番号：12102

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007 ～ 2010

課題番号：19730089

研究課題名 (和文) 著作権の制限規定に関する研究

研究課題名 (英文) Studies on Limitations of Copyright

研究代表者

村井 麻衣子 (MURAI MAIKO)

筑波大学・大学院図書館情報メディア研究科・講師

研究者番号：80375518

研究成果の概要 (和文)：

米国著作権法におけるフェア・ユースに関する議論 (特に、法と経済学による分析であるフェア・ユースの市場の失敗理論) から、日本著作権法における制限規定への示唆として、以下の点が明らかとなった。第一に、著作権者から許諾を得ることが難しい場合として、著作物の批判的な利用やパロディを許容する必要性が示される。第二に、教育・研究目的の著作物利用は正の外部効果から利用を認める必要性が高いが、現在の日本著作権法における図書館における複製や教育関係の制限規定では、利用が十分に確保できない問題がある。第三に、表現の自由やコミュニティの醸成など、効率性に還元されえない価値が関係する場合は、自由領域を確保する必要性が高いといえる。

研究成果の概要 (英文)：

Based upon the analyzes of discussions on the "fair use doctrine" in the U.S. copyright law from the perspective of "market failure approach, the following three proposals have been made with regard to the Japanese copyright law: (1) the use of copyrighted works for criticism and parody and the like should be treated more leniently than the current case law does, because it is difficult for users to get permissions from the copyright holders; (2) considering the inability to internalize the external benefits accrued from the use of copyrighted works, legality of reproductions for the purpose of research and education, especially those made in the libraries, should be permitted within a broader range than the current Japanese Copyright Act allows; (3) in cases which have chilling effects on freedom of expression or where the formation of community can be engendered, the realm of freedom has to be secured more tightly, since there are problems which cannot be fully translated into efficiency terms.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	500,000	0	500,000
2008 年度	500,000	150,000	650,000
2009 年度	500,000	150,000	650,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,000,000	450,000	2,450,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：著作権、著作権法、制限規定、一般条項、フェア・ユース、fair use

1. 研究開始当初の背景

現在の著作権法においては、複製や公の著作物利用行為など、一定の行為について著作権の範囲内としたうえで、複製等の行為に該当すれば原則的に著作権侵害が成立するが、その場合であっても著作権の制限規定に該当すれば侵害が否定されるという構造になっている。

現代社会では、録音・録画を含む複製技術や、さらにはデジタル技術やインターネットの発達により、誰もが容易に複製行為や自動公衆送信（インターネット上へのアップロード）等の著作物利用行為をなすことができるようになった。このような著作権法をめぐる環境の変化に伴い、かつては出版社や印刷業者等の限られた者に対する競争規制的な機能を果たしていたにすぎない著作権法が、広く一般私人の著作物利用に介入するようになった。そのため、権利の実効性を確保する必要性が高まる一方、利用者の著作物を利用できる自由な領域を確保するために、著作権制限規定が果たす役割が、非常に重要になってきている。

日本著作権法における著作権の制限規定は、引用（32条）や私的複製（30条）等、個別具体的に定められている。そのため、予測可能性が確保されている点で優れている一方、柔軟な解決をもたらすためには不自由な面もある。そのため、技術的な状況が著しく変化し続けている現状において、状況に応じた柔軟な判断をすることが難しいという問題が生じている。

このような日本の制度とは対照的に、アメリカ合衆国においては、個別の制限規定の他に、フェア・ユース（fair use：公正使用）という著作権制限の一般条項（107条）がおかれている。そこでは、①利用の目的と性質、②著作権のある著作物の性質、③著作物全体との関係における利用された部分の量及び重要性、④著作物の潜在的市場又は価値に対する利用の及ぼす影響といった要素を考慮し、著作権者に無断で著作物を利用しているとしても、その利用がフェア・ユースに該当するものであれば、その利用行為は著作権の侵害を構成しないとされる。このフェア・ユースには、予測可能性が担保されないという欠点もあるが、状況に応じた柔軟な侵害判断ができるという点で優れている。

以上のような状況から、フェア・ユースに関する議論・判例を題材とし、日本の著作権法における制限規定のあり方を示すことが、今後の日本著作権法における議論のために求められていたといえる。なお、本研究課題の採択後、日本においても著作権制限の一般条項（いわゆる日本版フェア・ユース）の導入の検討が開始されるに至っている。

2. 研究の目的

本研究は、アメリカ合衆国著作権法における著作権の一般的制限規定であるフェア・ユース（公正使用）に着目して、デジタル技術やインターネットが発展した現代において著作権法がどのような行為を禁止すべきか、あるいはいかなる領域において著作物の自由が認められるべきかを検討し、著作権法（特に著作権の制限規定）についての解釈・立法に対する示唆を提供することを目的とする。

3. 研究の方法

アメリカ合衆国著作権法のフェア・ユースに関する議論として法と経済学による分析などを参照し、著作権制限規定の理論的な位置づけを検討し、あわせて著作権制限規定に関する日本の裁判例や議論について調査・検討を行い、日本著作権法の制限規定に関する解釈論、ないし立法論への展開を目指した。

(1)具体的には、まず、アメリカ合衆国著作権法のフェア・ユースに関する議論として、主に、フェア・ユースの経済学的な分析に基づく「市場の失敗理論」をめぐる議論や関連判決に着目して文献調査等を行った。

Gordonの提唱した「フェア・ユースの市場の失敗理論」は、フェア・ユースの経済的な分析から、「市場の失敗」をフェア・ユース適用の要件の一つとする理論である。この理論の提唱後、著作権の集中処理システムの発展により市場が成立しうることを理由としてフェア・ユースを否定したことから、市場の失敗理論を採用したとみられる *Texaco* 判決（*American Geophysical Union v. Texaco Inc.*, 60 F.3d 913 (2nd Cir. 1994)）も登場した。

しかし、*Texaco* 判決に対しては、研究目的の複製における外部性によって市場の失敗が依然存在することを理由とした批判もなされている。また、後に Gordon 自身、本来の意図と異なる形で市場の失敗理論がとらえられているとして、市場の失敗のカテゴリーを二つに分類することで理論のさらなる精緻化を試みている。

市場の失敗理論の修正において、Gordon は、権利者と利用者との高い取引コストや、利用者が生み出す社会的利益を内部化することを妨げる取引費用などの存在から生じる「第一のカテゴリー」の市場の失敗だけでなく、例えば言論の自由の問題が関わる場合など、市場の基準そのものが紛争解決の完全に適した基準を提供できないという「第二のカテゴリー」である市場の失敗が存在することを主張した。

以上のような議論や裁判例をもとに、著作権の制限規定の理論的意義や、著作物の自由利用を確保すべき領域の検証を行った。

(2)それらの議論により示された著作権の制限規定に関する理論的な示唆を踏まえた上で、著作権制限規定に関する日本の裁判例や議論を分析し、日本著作権法の制限規定に関する課題を指摘するとともに、より柔軟な解釈論の必要性や、制限規定の改正やフェア・ユースのような著作権制限の一般条項導入の必要性を検討した。

具体的には、例えば、要約引用の可否が争われた事案（東京地判平成10年10月30日判時1674号132頁[血液型と性格]）や、図書館における複製が問題となった事案（東京地判平成7年4月28日知的裁集27巻2号269頁[多摩市立図書館]、東京高判平成7年11月8日知的裁集27巻4号778頁[同控訴審]、最判平成9年1月23日判例体系CD-ROM[同上告審]）等の検討を行い、日本著作権法における制限規定の課題を抽出した。

4. 研究成果

米国著作権法におけるフェア・ユースに関する議論（特に、法と経済学による分析であるフェア・ユースの市場の失敗理論）から、著作権の制限規定の理論的意義や、著作物の自由利用を確保すべき領域の検証を行った（後掲[図書]②財団法人知的財産研究所編、雄松堂、デジタル・コンテンツ法のパラダイム、2008年、167-209頁（第6章「フェア・ユースにおける市場の失敗理論とその修正」）参照）。その結果、日本著作権法における制限規定への示唆として、以下の点が明らかとなった。

(1)第一に、著作権の制限規定に関して、市場の失敗理論をもとに著作権を制限すべきいくつかの類型を示すことができる。

①市場の失敗の典型例としては、著作権者と利用者との間の市場の失敗が存在する場合があった。日本著作権法には引用に関する制限規定（32条）が存在するが、市場の失敗という観点からは、特に批判的な利用やパロディを許容する必要性が示される。また、孤児著作物（orphan works：著作権者不明等の著作物）の問題についても、著作権者から許諾を得ることが難しいという意味で市場の失敗が存在することから、救済する必要性が導かれうる。

②外部性による市場の失敗は、主に教育・研究目的の著作物利用の場合に問題となりうる。日本著作権法においては、図書館における複製（31条）や教育関係の制限規定（33～36条等）があるが、教育・研究による外部効果（著作物利用による利益が広く社会全体

に拡散すること）を踏まえると、必ずしも十分な著作物利用が可能となっていないという問題がある。

すなわち、図書館における「著作物の一部分」の複製を認める31条の解釈として、編集著作物である事典の一項目の複製を「著作物の全部」に当たるとした判決の判断に従えば、図書館資料を用いた調査・研究が十分になしえないおそれがある。この点については、より柔軟な条文解釈により図書館における複製を認めていく必要があると考えられる（後掲[学会発表]①（市場の失敗理論からみた著作権制限規定、知的財産法研究会（北海道大学）、2010年7月3日、北海道大学法学研究科）参照）。国語の副教材に教科書掲載の著作物が用いられる場合も、「試験問題としての複製」に秘密性の要件を要求して、著作権の制限を認めない一連の判決が出されているが（東京地判平成18.3.31判タ1274号255頁[国語ドリル]、知財高判平成18年12月6日平18（ネ）10045号裁判所ウェブサイト[同控訴審]他）、教育による外部効果を考えると、少なくとも差止めまでをも認めることには疑問がある。

③さらには、市場の失敗理論の修正によって明らかにされた、そもそも市場の基準が適さないケースも存在しうる。私的複製は、零細な利用について許諾を得ることが困難であるという①の側面からみることでもできるが、人間の自由領域の確保やコミュニティの醸成の観点からは、効率性に還元され得ない価値が関わってくるといえる。また、①であげた引用等については、言論の自由の観点から著作物利用の必要性が高まる可能性もあり、著作権法と表現の自由との関係も検討する必要が生じうる。例えば、日本著作権法において、32条の引用規定によっても、要約引用（翻案による引用）が条文上は保障されていない（ただし、血液型と性格事件の地裁判決は要約引用を認めた）ことについて、表現の自由の観点から問題となりうることを指摘した（後掲[雑誌論文]①（要約引用[血液型と性格事件]、別冊ジュリスト198号（著作権判例百選第3版）、134-135頁、2009年）参照）。

(2)第二に、より根本的な問題として、著作権制度の枠組みのあり方への示唆を得ることができた。

著作権が広く複製や公衆送信に及ぶという現在の著作権法の枠組みのもとでは、個別の制限規定、あるいは権利制限の一般条項によっても、必要な自由領域を確保することが困難となっているという問題がある。その対処法として、取引費用に着目して著作権行使を限定する方策が示唆されうる。

すなわち、公益的利用や私人の自由を確保するための自由領域を残しつつ、著作権を実

効的なものにするために、市場が成立するポイント、すなわち著作権者との取引が容易なポイントに著作権の権利行使を設定していく方向性が考えられる。

以上のように、本研究においては、著作権が制限されるべき領域、すなわち利用の自由領域のあり方への示唆を得ることができた。この成果は、現在の個別の著作権の制限規定の解釈論において役立つだけでなく、今後日本著作権法において著作権制限の一般条項（いわゆる日本版フェア・ユース）が導入された際には、その解釈・運用のあり方の検討にも役立つものと思われる。

また、今後の展望としては、著作物利用の自由領域を踏まえた上で、著作物利用の前段階など取引費用の低い場面等に著作権を行使するポイントを設定していくことにより、現代著作権制度が抱える課題を解決できる可能性があるのではないかとこの視座を得ることができた。この点については、最近示された間接侵害に関する最高裁判決（最判平成23年1月18日判時2103号124頁[まねきTV上告審]、最判平成23.1.20平成21(受)788判時2103号128頁[ロクラク上告審]）の位置づけにも関連すると考えられる。著作権の制限規定に関する本研究の成果をもとにして、現在の著作権制度の問題を解決していくためのさらなる研究につなげていきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

① 村井麻衣子、要約引用[血液型と性格事件]、別冊ジュリスト198号（著作権判例百選第3版）、134-135頁、2009年、査読無し

② 村井麻衣子、フェア・ユースの市場の失敗理論をめぐって、著作権研究35号、168-184頁、2008年、査読無し

〔学会発表〕（計2件）

① 村井麻衣子、市場の失敗理論からみた著作権制限規定、知的財産法研究会（北海道大学）、2010年7月3日、北海道大学法学研究科

② 村井麻衣子、フェア・ユースの市場の失敗理論をめぐって、著作権法学会、2008年5月24日、一橋記念講堂

〔図書〕（計2件）

① 三菱UFJリサーチ&コンサルティング編、

三菱UFJリサーチ&コンサルティング、著作権制度における権利制限規定に関する調査研究、2009年、17-42、64-67頁[村井麻衣子執筆部分]

② 財団法人知的財産研究所編、雄松堂、デジタル・コンテンツ法のパラダイム、2008年、167-209頁（第6章「フェア・ユースにおける市場の失敗理論とその修正」）[村井麻衣子執筆部分]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

村井 麻衣子 (MURAI MAIKO)
筑波大学・大学院図書館情報メディア研究科・講師
研究者番号：80375518

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし